

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標 4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
	政策の達成目標	教育訓練給付により、労働者の主体的な学び直しを支援し、もって労働者の雇用の安定や生産性の向上等を図るとともに、人生 100 年時代を見据えたりカレント教育の充実を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	教育訓練給付は、上記のような政策目的等を踏まえて、これまでも非課税措置を講じられてきたところであるが、その趣旨は今後も変わるものではない上、その見直しにより人生 100 年時代を見据えたりカレント教育の充実を図るためにも、引き続き、非課税措置を維持する必要がある。
	ページ	13—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>教育訓練給付に係る非課税については、これまでも制度改正にあわせて、平成 26 年度、平成 29 年度等に非課税措置の維持の税制要望を行っている。</p> <p>なお、人づくり革命基本構想等に係る教育訓練給付の見直し事項には法改正事項は含まれていない（省令改正での対応）。</p>
ページ	13—3